処遇改善加算手当、特定処遇改善加算手当及びベースアップ加算手当支給要綱

令和２年８月 28 日　決裁
令和３年２月 24 日　決裁　　令和４年２月 25 日　決裁
令和４年９月 30 日　決裁

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員給与規程（平成３年規程第１号）第 22 条の２に規定された処遇改善加算手当、特定処遇改善加算手当及びベースアップ加算手当（以下「手当等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（手当等）

第２条　手当等は、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度及び福祉・介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善加算制度」という。）、介護職員等特定処遇改善加算制度及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定処遇改善加算制度」という。）、介護職員等ベースアップ等支援加算制度及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度（以下「ベースアップ等支援加算制度」という。）に定められた要件に基づき取得した加算額を、本会の対象となる職種に従事する職員に対し支給する。

（支給職員の範囲）

第３条　手当等の対象となる職員は、本会事務局規程（平成 12 年規程第２号）第２条第１項に規定された一般職員、準職員、契約職員、定時職員とする。

（加算額）

第４条　処遇改善加算制度で得られる加算額（以下「処遇改善加算額」という。）、特定処遇改善加算制度で得られる加算額（以下「特定処遇改善加算額」という。）及びベースアップ等支援加算制度で得られる加算額（以下「ベースアップ加算額」という。）は、加算を取得する対象期間において、月ごとのサービス提供によって得られる報酬単位数に厚生労働省がサービス別に定めた加算率を乗じ（一単位未満の端数四捨五入）、さらに一単位の単価を乗じて得られる額（一円未満の端数切り捨て）とする。

（処遇改善加算手当）

第５条　処遇改善加算額は、加算対象期間における第３条で規定された対象職員の人件費の一部（法定福利費を含む）に優先して充当する。

２　前項で充当した後の余剰分を、別表１に基づいて処遇改善加算手当として支給する。

（特定処遇改善加算手当）

第６条　特定処遇改善加算額は、別表２に基づいて特定処遇改善加算手当として支給する。

（ベースアップ加算手当）

第７条　ベースアップ加算額は、別表３に基づいてベースアップ加算手当として支給する。

（処遇改善一時金）

第８条　処遇改善加算額、特定処遇改善加算額及びベースアップ加算額（以下「加算額等」

という。）は、第５条、第６条及び第７条で配分した後それぞれ年度末に精算し、余剰する額については処遇改善一時金として支給する。

（常勤換算による配分差異）

第９条　手当等は、加算対象期間における勤務形態による差異を設けることとし、職員就業規則第６条、第10条及び第11条を踏まえて算定された常勤職員の勤務時間を1.0とし、勤務時間から換算して支給算定する。

（支給日）

第10条　月々に支給する手当等は、給料または賃金に合わせて支給する。

２　処遇改善一時金は、当該年度分を翌年度４月末日に支給する。ただし、その日が、土曜日、日曜日又は、休日にあたるときは、その前日に支給する。

３　処遇改善一時金は、当該年度の３月31日に在籍している者に支給する。

（調整）

第11条　手当等は、年間に取得する加算額等を推計して支給するが、当該年度途中の不測の事態により収入が減額し、本要綱で規定された年度内の支給額を確保できないことが判明した場合は、その時点で年度内に支給する手当の額を調整し見直すこととする。

２　処遇改善一時金を支給後、なお最終の取得した加算額等が確定した際に余剰額が発生した場合は、翌年度６月に支給される給料または賃金に合わせて支給する。

（その他）

第12条　この要綱に定めのない事項については、別途協議する。

附　則（令和２年８月28日）

１　この要綱は、令和２年９月１日から施行し、処遇基本手当については令和２年12月１日から適用し、その他の手当については令和２年４月１日に遡って適用する。なお、その他の手当については、施行日に離職している職員に対しては支給対象としない。

２　この要綱は、処遇改善加算制度及び特定処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止する。

３　処遇改善加算一時金支給要綱（平成27年９月18日施行）及び特定処遇改善加算一時金支給要綱（令和２年３月６日施行）は、廃止する。

附　則（令和３年２月２４日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２５日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月３０日）

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

別表１（第５条）

種類	対象事業	配分額	
処遇基本手当	訪問介護 （定時職員のみ）		140 円/時
処遇休日手当	訪問介護	土・日・祝日・年末年始	500 円/時
	通所介護 障がいサービス	５月の連休・年末年始	5,000 円/日
処遇深夜手当	訪問介護	午後 10 時～午前 5 時	500 円/時
	障がいサービス	グループホーム深夜対応	1,500 円/日
処遇危険手当	訪問介護	感染症対策対応	1,000 円/件
	通所介護 障がいサービス		1,000 円/日
処遇介護手当	訪問介護	介護福祉士	20,000 円/月
		その他介護職員	10,000 円/月
	通所介護	介護福祉士	7,000 円/月
		その他介護職員	3,500 円/月
	障がいサービス	介護福祉士	5,000 円/月
		その他介護職員	2,500 円/月
	発達支援センター	国家資格指導員	2,000 円/月
処遇保障手当	訪問介護 通所介護 障がいサービス	介護福祉士	288 円/時
		その他介護職員	138 円/時
処遇整合手当	訪問介護	介護福祉士	40,000 円/月
		その他介護職員	20,000 円/月
	通所介護	介護福祉士	30,000 円/月
		その他介護職員	15,000 円/月
	障がいサービス	介護福祉士	20,000 円/月
		その他介護職員	10,000 円/月
	発達支援センター	国家資格指導員	20,000 円/月

処遇基本手当以外の手当については、定時職員は支給対象としない。

処遇整合手当は、準職員・契約職員のうち増額賃金支給対象者を対象とする。

別表２（第６条）

種類	対象事業	配分額	
特定処遇改善加算手当	訪問介護 通所介護 障がいサービス	介護福祉士	10,000 円/月
		その他介護職員	5,000 円/月
		その他の職種	2,500 円/月
	発達支援センター	国家資格指導員	2,000 円/月
		その他の職種	500 円/月

定時職員は支給対象としない。

別表３（第７条）

種類	対象事業	配分額	
ベースアップ加算手当	訪問介護	所属するすべての職員	11,120 円/月
	通所介護		2,790 円/月
	障がいサービス		4,860 円/月
	発達支援センター		3,120 円/月

定時職員は支給対象としない。